

**(令和7年度第2回働き方改革に関するセミナー)**

# **医療分野賃上げ・物価上昇対策支援事業について**

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課  
主幹兼医務係長 濱田 圭史

## 事業の目的（抜粋）

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従業員の処遇改善及び経営の改善に向けて、物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、医療機関等に補助金を交付します。

# 支援メニュー

1 診療所等**賃上げ**支援事業

2 診療所等**物価**支援事業



申請の要件、補助額が異なるのでご注意ください。

# 診療所等賃上げ支援事業

## 1 対象施設

- 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている有床診療所・無床診療所（医科，歯科）及び訪問看護ステーション
- 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する薬局
- 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

## 2 支給額（補助上限額）

有床診療所 （医科・歯科）	許可病床数 × 72千円（許可病床数が2床以下の場合は1施設 × 150千円）	
無床診療所 （医科・歯科）	1施設 × 150千円	
訪問看護ステーション	1施設 × 228千円	
保険薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数が1店舗以上5店舗以下(当該保険薬局を含む、以下同じ)	1施設 × 145千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数が6店舗以上19店舗以下	1施設 × 105千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数が20店舗以上	1施設 × 70千円

### 3 賃金改善の内容（補助金の積算根拠）

- 本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
- 賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合などは、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分を一時金又は特別手当として、令和8年3月までに対象職員に支給し、4月から5月まではベースアップを実施すること。（この場合、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。）



補助金交付後、実績報告にて賃上げ状況を確認します  
（令和8年7月ごろを予定）。

# 診療所等物価支援事業

## 1 対象施設及び補助額

○有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）  
及び薬局

※訪問看護ステーションは別事業（介護事業所等に対するサービス継続支援事業）にて物価上昇支援を行うため、診療所等物価支援事業は対象外（問合せ：県介護保険室）

有床診療所 （医科・歯科）	使用許可病床数×13千円（使用許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円）	
無床診療所 （医科・歯科）	1施設×170千円	
保険薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数が1店舗以上5店舗以下(当該保険薬局を含む、以下同じ)	1施設×85千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数が6店舗以上19店舗以下	1施設×75千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数が20店舗以上	1施設×50千円

## 申請方法（準備中）

電子申請フォームまたは郵送にて受付**予定**

※それぞれの事業ごとに申請が必要

## 申請期間

令和8年4月1日～令和8年5月31日**予定**

（郵送の場合は当日消印有効）

※ 病院への支援は国において申請受付中  
「医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業」で検索

## その他

- 県ホームページで、事業詳細や国の実施要綱、よくある御質問等について掲載しています。**

**※「鹿児島県医療分野賃上げ・物価上昇対策支援事業」で検索**

- 現在、県において事務局開設準備中。準備が整いましたら、改めて申請開始について御案内いたします。**